非核三原則の堅持を求める意見書

世界唯一の戦争被爆国である我が国は、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返させてはならないという決意のもと、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」との非核三原則を昭和42(1967)年に当時の佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46(1971)年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを一貫して堅持してきた。

現政権発足後、安保関連3文書の改定に向けて取り沙汰される三原則見直しへの論点について危機感を抱く地方議会では、三原則の堅持を求める意見書が全国25都道府県の82の地方議会から国に提出され、三原則見直しを懸念する声が相次いでいる。

臼杵市においても、「非核三原則」を将来にわたり遵守するとともに、世界の恒久的平和達成をめざしながら、安全・安心に暮らせる市民生活を守るため、平成21年3月、「非核・平和都市」を宣言している。この臼杵市の非核・平和都市宣言は「非核三原則」の完全実施や堅持を前提・基盤としており、この三原則が変更された場合、三原則の遵守をうたう臼杵市の宣言内容と国の政策との間に明らかな矛盾が生じることとなり、核兵器の完全廃絶と戦争のない世界の恒久平和を強く願う臼杵市民の思いと相違することとなる。

近年の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は我が国が平和国家として歩むべき根幹であり、いささかも揺るがせにしてはならないものであるため、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う国民及び臼杵市民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を将来にわたって断固として堅持されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和８年９月３０日

臼　杵　市　議　会